

## 特記仕様書

第1条 本事業は、契約書、収穫調査委託契約約款、収穫調査委託標準仕様書に定めるもののほか、この仕様書に基づき履行するものとする。

第2条 CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、静岡県におけるCSF対策を熟知して適切な対応に努めること。

第3条 記番1～5については、令和8年9月30日までに調査を実施し、収穫調査復命書を提出すること。

第4条 記番8～15については、令和8年11月15日までに調査を実施し、収穫調査復命書を提出すること。

第5条 記番14については、位置図兼基本図挿入図の作成、搬出関係調査、更新関係調査を2小班まとめて行い、収穫調査復命書は小班毎に作成すること。周囲表示は小班毎に行うこと。

第6条 記番15については、位置図兼基本図挿入図の作成を2小班まとめて行い、収穫調査復命書は小班毎に作成すること。周囲表示は小班毎に行うこと。

（成長量プロットの再調査）

第7条 調査内訳書の記番9～13、及び15については、林内に設定済みの成長量プロット内の立木を再調査するものであり、搬出関係調査、更新関係調査については不要である。

（成長量プロットの再調査方法）

第8条 成長量プロットの再調査の実施について細部事項は次のとおりとする。

（1）成長量プロット内の調査

精密毎木調査を実施することとする。

（2）被害木への対応

調査区域内に被害木が生じた場合は、被害木を調査し当該径級の総本数から差し引くこととする。また、収穫調査以降に生じた被害木を明確にするため、調査時点の被害木はテープ等で標示している。

成長量プロット内に枯損木が生じた場合は、成長量プロット外から同程度の標準木を新たに設定する（次期調査に向けて）。

### (3)成長量の算定

成長量プロット内において、前回調査と比較し変動した本数を求め、変動した本数を成長量プロット内の本数で除して、その割合を成長率とする。

再調査区域全体の成長本数については、直径階別に成長率を乗じて算出するものとし、その成長率は1直径階とする。なお、1回目の再調査は初回調査本数、2回目以降の再調査は前回調査本数を基に算出するものとする。

樹高は、樹高曲線法、3点移動平均法又はネスルンド樹高曲線式法のいずれかによるものとし、成長量プロット内で樹高の確定に必要な本数が得られない場合は、成長量プロット外から測定するものとする。

### (4)復命書の作成

(3)で算定した本数及び樹高をもって復命書を作成する。その際、次回の再調査に備え、成長量プロットの調査野帳及び集計表についても、整理、保存するものとする。